

パナファミリー傷害保険

〈団体総合生活補償保険(標準型)〉

[保険期間]
2020年8月1日
午前0時から1年間*
保険料の払込方法:2020年8月以降
毎月給与控除されます。
※募集要領をご参照ください。

ケガによる死亡・後遺障害・入院・手術・通院や賠償責任事故を補償する保険です。
パナソニックグループに勤務する従業員本人はもちろん、家族の方もご加入できます。

お知らせ

●すべてのコースに天災危険補償をセットしました。

地震・噴火・津波によるケガについても、日常のケガと同様に補償されます。
また、従来の「地震コース」を「安心アップコース」へ名称変更します。
なお、補償拡大により保険料が変更となります。

●同性パートナーを「配偶者」として、補償の対象に含めます。

事実上婚姻関係と同様の事情にある同性パートナーもご加入いただけるようになりました。

●2020年度は適用する割引率が約65%(前年度は約59%)に変更となります。

[変更理由] 損害率が良化し、割引率が拡大しました。

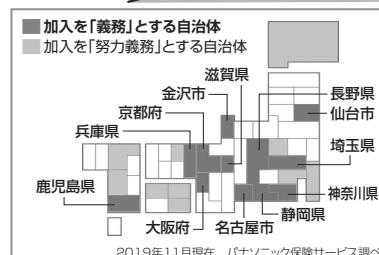
自転車事故への備えは万全ですか?

実際に自転車の高額賠償事故が起こっています!

賠償額* 約9,500万円 (2013年 神戸地裁判決)

小学生の児童が自転車で坂を下っている際に女性と衝突、
被害者は寝たきりの状態となった。

*判決文で加害者が支払いを命じられた金額です。



「被害者の保護」と「加害者の経済的負担軽減」を目的に
右の自治体では自転車利用者に「保険等への加入義務」
を条例で定めています!

もちろん、「パナファミリー傷害保険」は
この条例にしっかりと対応しています!!

条例

生活サポートサービスのご案内

パナファミリー傷害保険のご加入者とその同居のご家族向け専用サービスです。
日常生活に役立つさまざまなサービスを電話にてご利用いただけます。

専用ダイヤル

0120-033-939



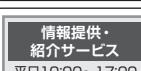
- 健康・医療相談
- 医療機関総合情報提供
- 診断サポートサービス
(各種人間ドック・PET検査機関紹介、健康チェックサービス)
- 三大疾病セカンドオピニオン情報提供
- 女性医師情報提供、女性医師相談



- 暮らしのトラブル相談(法律相談)
- 暮らしの税務相談



- 介護に関する情報提供
- 介護に関する悩み相談
- 公的介護保険で利用できるサービス等に関する相談
- 認知症に関する情報提供と悩み相談



- 子育て相談(12才以下)
- 暮らしの情報提供
- 安心な暮らしをサポートする事業者の紹介

■補償される事故例

日常生活上のいろいろな傷害事故



家庭内の日常生活
における事故によるケガ



旅行中、スポーツ中の事故によるケガ



就業中、通勤途上
(自転車通勤を含む)の事故によるケガ



乗物(自動車、電車、
航空機、船舶等)との
接触、衝突等の交通事故によるケガ



地震もしくは噴火またはこれらを原因とする
津波によるケガ



自転車走行中、他人と衝突してケガをさせた
★ただし、自動車・原動機付自転車による事故
や業務中の事故は除きます。



子どもの遊んでいたボールが飛び
出し、バイクの運転手が転倒した



買物中、あやまってお店の
高価な商品をこわした



水漏れで階下(他家)に損害をあたえた
★ただし、借家の場合は、家主の責任によるものを除きます。



キャリーケースを使用時に、他の
歩行者の歩行を妨げ転倒させた

■募集要領

■保険期間

2020年8月1日午前0時から2021年8月1日午後4時までの1年間

※ただし翌年度も引き続きご加入の場合、本加入内容の適用は2021年7月31日午後12時までとし、
翌日午前0時から翌年度加入内容での適用となります。

■保険料の払込方法

2020年8月給与より毎月給与控除されます。

■加入資格者

パナソニック株式会社およびパナソニック株式会社の関係会社の役員、社員、常勤嘱託*、雇員、
定時社員、定年再雇用嘱託(常勤)、パート(スペシャリストは加入不可)に限ります。
※個別の契約に基づく

■加入できる方の範囲

●家族コース・夫婦コースの加入できる方は、上記加入資格者に限ります。
●個人コース・安心アップコースの加入できる方は、上記加入資格者およびその家族
(配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族をいいます。)です。

■自動継続方式

今年度も引き続きご加入の場合で、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がないときは、前年度の
ご加入内容に応じたセットで自動継続となります。

●お使いの電話回線によりご利用できない場合があります。また、ご利用は日本国内からに限ります。 ●本サービスは、引受保険会社の提携サービス会社にてご提供します。
海外に関するご相談など、ご相談内容によってはご対応できない場合があります。 ●本サービスは予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめ了承ください。

■保険料と保険金額

家族コース		(団体総合生活補償保険(標準型)家族型)					
セット名		X	A	B	C	D	E
保険金額	保険料(月額)	1,120 円	1,560 円	3,100 円	4,700 円	6,020 円	7,290 円
	傷害死亡・後遺障害保険金額	440 万円	630 万円	1,250 万円	1,850 万円	2,450 万円	3,100 万円
	傷害入院保険金日額	1,900 円	2,700 円	5,500 円	7,800 円	10,400 円	13,200 円
	傷害通院保険金日額	1,100 円	1,500 円	3,000 円	4,500 円	5,000 円	5,000 円
	傷害死亡・後遺障害保険金額	280 万円	400 万円	790 万円	1,200 万円	1,570 万円	1,900 万円
	傷害入院保険金日額	1,600 円	2,300 円	4,400 円	6,400 円	8,600 円	10,800 円
	傷害通院保険金日額	800 円	1,200 円	2,100 円	3,600 円	4,600 円	5,000 円
傷害死亡・後遺障害保険金額		180 万円	260 万円	600 万円	970 万円	1,240 万円	1,570 万円
傷害入院保険金日額		1,200 円	1,670 円	3,400 円	5,000 円	6,800 円	8,400 円
傷害通院保険金日額		700 円	950 円	1,850 円	2,850 円	3,700 円	4,650 円
日常生活賠償保険金額(限度額)		2 億円	2 億円	2 億円	2 億円	2 億円	2 億円

夫婦コース

夫婦コース		(団体総合生活補償保険(標準型)夫婦型)					
セット名		Y	F	G	H	J	K
保険金額	保険料(月額)	880 円	1,230 円	2,440 円	3,780 円	4,820 円	5,910 円
	傷害死亡・後遺障害保険金額	550 万円	780 万円	1,580 万円	2,350 万円	3,250 万円	4,230 万円
	傷害入院保険金日額	2,200 円	3,200 円	6,400 円	9,600 円	12,800 円	15,000 円
	傷害通院保険金日額	1,100 円	1,600 円	3,200 円	4,800 円	5,000 円	5,000 円
	傷害死亡・後遺障害保険金額	360 万円	510 万円	1,130 万円	2,070 万円	2,540 万円	3,390 万円
	傷害入院保険金日額	1,700 円	2,400 円	4,800 円	7,200 円	9,600 円	12,000 円
	傷害通院保険金日額	800 円	1,200 円	2,400 円	3,600 円	4,800 円	5,000 円
日常生活賠償保険金額(限度額)		2 億円	2 億円	2 億円	2 億円	2 億円	2 億円

個人コース

個人コース		(団体総合生活補償保険(標準型)個人型)					
セット名		Z	L	M	N	P	Q
保険金額	保険料(月額)	400 円	530 円	990 円	1,500 円	1,980 円	2,380 円
	傷害死亡・後遺障害保険金額	320 万円	450 万円	880 万円	1,400 万円	1,850 万円	2,400 万円
	傷害入院保険金日額	1,700 円	2,400 円	4,800 円	7,200 円	9,600 円	12,000 円
	傷害通院保険金日額	800 円	1,200 円	2,400 円	3,600 冖	4,800 冖	5,000 冖
	日常生活賠償保険金額(限度額)	2 億円	2 億円	2 億円	2 億円	2 億円	2 億円
	※各コースともに、補償を受ける方の範囲をご確認のうえ、お申込みください。						
	●この保険のご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセッタされた特約や引受け保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、加入の要否をご判断のうえ、ご加入ください。 上記以外のセットはご用意しておりません。						

●保険金額の合計額(当社(三井住友海上)分・他社分合計)が下表の金額を超えないように設定してください。

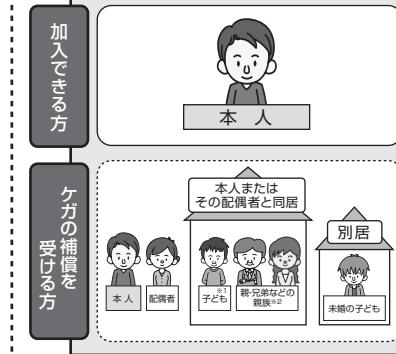
15才以上の被保険者	傷害死亡・後遺障害保険金額	2億円
	傷害入院保険金額	30,000円
	傷害通院保険金額	20,000円

15才未満の被保険者	傷害死亡・後遺障害保険金額	5,000万円
	傷害入院保険金額	15,000円
	傷害通院保険金額	10,000円

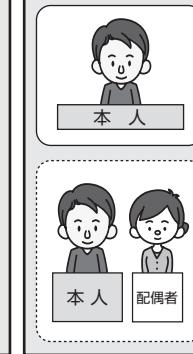
■加入できる方と補償を受ける方の範囲

(注) 同居・別居の別および続柄は保険始期日時点または保険金支払事由発生のとき(ただし、配偶者については保険金支払事由発生時点)におけるものをいいます。

家族コース



夫婦コース



個人コース・安心アップコース



ケガの補償を受ける方
=加入できる方

■コース選択のポイント

家族コース

- 子ども、両親など家族のいる方に最適なコース。(本人以外は無記名で補償されるため家族の人数は保険料には関係しません。)



夫婦コース

- 夫婦だけの方、子どもが独立した夫婦に最適なコース。



個人コース

- 未婚の一人暮らしの方に最適なコース。
- 家族コース・夫婦コースで保険金額が不足している方の追加加入コース。
- 家族コースでは補償の対象とならない次の方々の加入コース。
・別居の両親、別居の兄弟姉妹等



安心アップコース

- ケガの補償を手厚くしたい方におすすめのコース。



Q & A

Q1 期中のコース変更はできますか?

A1 一斉募集期間終了後の結婚・出産等により、新たに配偶者・子ども・同居の親族を補償の対象とするためなどの期中のコース変更に限り可能です。可能なコース変更につきましては本パンフレット(ページ)をご確認ください。
補償開始日:申込日(毎月10日締切)の属する月の翌々月1日午前0時より補償
ご結婚予定、ご出産予定、両親と同居予定の方は事前にパナソニック保険サービス株式会社までご連絡ください。お手続きのご案内をさせていただきます。

Q2 家族コースに加入しており、両親と同居していましたが、転勤により別居となりました。 その両親がケガをした場合、補償の対象となりますか?

A2 保険金支払事由発生時点では別居ですが、保険の始期日時点で同居であれば補償の対象になります。ただし、確認資料を必要とする場合があります。

Q3 保険金の請求に「診断書」の提出は必要ですか?

A3 保険金請求額が10万円以下の場合は、診療状況申告書で診断書に代えることができます。

Q4 柔道整復師や鍼灸師による治療は補償の対象になりますか?

A4 柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。なお、整体師が行う整体術やカイロプラクティックは医師の指示の有無にかかわらず、お支払いの対象となりません。

Q5 母親が昨年から「老人ホーム」に入所しています。家族コースに加入しようと思っていますが、 母親がケガをした場合、補償の対象となりますか?

A5 各種老人ホーム等に入所されている場合、その生活実態から「生活の拠点」がその施設であると判断される場合には、別居扱いとなり、補償の対象となりません。(別途、「個人コース」へのご加入をおすすめします。)ただし、老人保健施設へのショートステイ等、短期間での帰宅を予定されている場合(住民票の移転がなく、従業員本人と同住所の場合に限ります。)は、「同居の親族」として補償の対象となる場合もあります。

Q6 病気による入院・通院は補償の対象になりますか?

A6 急激かつ偶然な外来の事故により被った傷害(これの直接の結果としての入院・通院)が対象ですので、病気による入院・通院は補償の対象となります。

Q7 身体に既存の障害がある場合で、ケガにより通院をしたときのお支払いはどうなりますか?

A7 既存のご症状の影響部分を除き、新たに被ったおケガの治療にかかる日数について傷害通院保険金をお支払いいたします。

Q8 地震によるケガ(死亡・後遺障害・入院・手術・通院)は補償の対象になりますか?

A8 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガについても補償されます。

Q9 スポーツ中の賠償事故も補償の対象になりますか?

A9 法律上の損害賠償責任を負うケースであれば、補償の対象となります。
ただし、スポーツ競技者同士のように、互いに危険が予想される中での事故の場合には、法律上の損害賠償責任が認められないケースがあります。

Q10 受け取った保険金に税金はかかりますか?

A10 お受け取りになった入院・手術・通院・後遺障害・日常生活賠償保険金は、すべて非課税です。
死亡保険金については、相続税・贈与税・所得税の対象となることがありますのでご注意ください。
(2020年1月現在であり、今後変更となる場合があります。)

Q11 ケガで傷口を縫合した場合、手術保険金の対象になりますか?

A11 創傷処理に該当した場合には、手術保険金の補償の対象となりません。

Q12 子どもが先日野球肘になりました。傷害保険は適用されますか?

A12 いわゆる野球肘やテニス肘等、継続・反復して腕を使用したことにより炎症が発生し痛みが生じる場合は、傷害保険の支払い要件である「急激性」や「偶然性」を伴わないため、補償の対象となりません。

Q13 転倒し、右手小指の付根辺りを骨折しました。この場合、通院日数だけでなく ギブスをしていた期間も合算して補償されますか?

A13 指の骨折等については、ギブス等で固定している期間は通院日数とみなさないため、実通院日数のみが補償の対象となります。

Q14 日常生活賠償特約は、借用住宅の壁や床などに損害を与えた場合の 賠償責任も補償の対象ですか?

A14 いいえ、補償の対象となりません。他人から借りたり預かつたりした物(賃貸物件を含みます。)を壊したことによる損害賠償責任は補償の対象外となります。

Q15 住所が変更となりました。何か手続きは必要ですか?

A15 パナファミリー傷害保険は住所の登録がない福祉制度のため、住所変更のお手続きは必要ありません。

Q16 加入証明書が必要となりました。発行してもらいますか?

A16 発行可能です。下記宛にご依頼いただきましたら、1週間ほどで勤務先へ社内便にてお送りいたします。

◆パナファミリー傷害保険 加入証明書発行依頼 【業務部】
https://tasukekun.jp/form/pub/pisj/gyoumu_kanyu



□お支払いする保険金

※印を付した用語については、6ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
傷害保険金	傷害死亡保険金 ★傷害補償(標準型)特約 保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 (注1)被保険者の法定相続人にお支払いします。 (注2)既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。
	傷害後遺障害保険金 ★傷害補償(標準型)特約 保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害※が発生した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合(4%~100%) (注1)政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2)被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療※をする状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師※の診断に基づき後遺障害※の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3)同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4)既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金が限度となります。
	傷害入院保険金 ★傷害補償(標準型)特約 保険期間中の事故によるケガ※のため、入院※された場合(以下、この状態を「傷害入院」といいます。)	傷害入院保険金日額 × 傷害入院の日数 (注1)事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院※に対しては傷害入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害入院の日数は180日が限度となります。 (注2)傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。
	傷害手術保険金 ★傷害補償(標準型)特約 保険期間中の事故によるケガ※の治療※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術※を受けられた場合	①入院※中に受けた手術※の場合 傷害入院保険金日額 × 10 ②①以外の手術の場合 傷害入院保険金日額 × 5 (注)1事故に基づくケガ※について、1回の手術に限ります。また、1事故に基づくケガについて①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。
	傷害通院保険金 ★傷害補償(標準型)特約 保険期間中の事故によるケガ※のため、通院※された場合(以下、この状態を「傷害通院」といいます。) (注)通院されない場合で、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガを被った所定の部位※を固定するために医師※の指示によりギブス等※を常時装着したときは、その日数について傷害通院したものとみなします。	傷害通院保険金日額 × 傷害通院の日数 (注1)事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院※に対しては傷害通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害通院の日数は90日が限度となります。 (注2)傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 (注3)傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
日常生活賠償保険金 ★日常生活賠償特約	①保険期間中の次のア.またはイ.の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ②日本国内において保険期間中の次のア.またはイ.の偶然な事故により、誤って線路へ立ってしまったこと等が原因で電車等 ^{(*)1} を運行不能 ^{(*)2} にさせ、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ア.本人の居住の用に供される住宅 ^{(*)3} の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 イ.被保険者の日常生活に起因する偶然な事故 (*)1)電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。 (*)2)正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいいます。 (*)3)敷地内の動産および不動産を含みます。 (注)被保険者の範囲は、本人、配偶者※、同居の親族および別居の未婚※の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。)を被保険者とします。 「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。 「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 + 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 - 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 - 免責金額※(0円) (注1)1回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。 (注2)損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3)上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注4)日本国内において発生した事故については、被保険者の申出により、示談交渉をお引き受けします。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 (注5)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。

●家族コースは「家族型への変更に関する特約」「被保険者の範囲の変更に関する特約(家族型への変更に関する特約用)」がセットされているため、被保険者の範囲を、後記「契約概要のご説明」の「被保険者(補償の対象者)の範囲」に記載のとおり変更します。

●夫婦コースは「夫婦型への変更に関する特約」「被保険者の範囲の変更に関する特約(本人型または夫婦型用)」がセットされているため、被保険者の範囲を、後記「契約概要のご説明」の「被保険者(補償の対象者)の範囲」に記載のとおり変更します。

●個人コースは「被保険者の範囲の変更に関する特約(本人型または夫婦型用)」がセットされているため、被保険者の範囲を、後記「契約概要のご説明」の「被保険者(補償の対象者)の範囲」に記載のとおり変更します。

●いずれのコースにも天災危険補償特約がセットされているため、地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ※のときも、傷害保険金をお支払いします。

□保険金をお支払いしない主な場合

※印を付した用語については、6ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類		保険金をお支払いしない主な場合
傷害保険金	傷害死亡保険金 ★傷害補償(標準型)特約	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●入浴中の溺水*(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。)
	傷害後遺障害保険金 ★傷害補償(標準型)特約	<ul style="list-style-type: none"> ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)*によって発生した肺炎 ●下記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ <p>など</p>
	傷害入院保険金 ★傷害補償(標準型)特約	(注)細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。
	傷害手術保険金 ★傷害補償(標準型)特約	<p>〈家族型への変更に関する特約、夫婦型への変更に関する特約をセットする場合(家族コース・夫婦コース)〉</p> <p>上記に追加される事由</p> <ul style="list-style-type: none"> ●下記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ <p>上記から除外される事由</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者の故意または重大な過失によるケガ
	傷害通院保険金 ★傷害補償(標準型)特約	
日常生活賠償保険金 ★日常生活賠償特約		<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ●被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●他人から借りたり預かったりした物(賃貸物件を含みます。)を壊したことによる損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族*に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用人(家事使用人を除きます。)が業務従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任
		<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●自動車等*の車両(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱*、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 <p>など</p>

補償対象外となる運動等

山岳登攀(*1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(*2)操縦(*3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(*4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗

その他これらに類する危険な運動

(*1)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。)をいいます。

(*2)グライダーおよび飛行船は含みません。

(*3)職務として操縦する場合は含みません。

(*4)モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。

補償対象外となる職業

オートスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士

その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

※印の用語のご説明

医学的他覚所見のないもの	被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
医師	被保険者以外の医師をいいます。
ギブス等	ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらに類するもの(硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギブスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸(けい)椎カーラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。)をいいます。
競技等	競技、競争、興行 ^(*) または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準するものを含みます。 ^(*) いすれもそのための練習を含みます。
頸(けい)部症候群	いわゆる「むちうち症」をいいます。
ケガ	急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。 「急激」とは、「事故が突然的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。 「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。 「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。 「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状 ^(*) を含み、次のいすれかに該当するものを含みません。 ①細菌性食中毒 ②ウイルス性食中毒 ^(*) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。
ケガを被った所定の部位	次のいすれかの部位(指、顔面等は含まれません。)をいいます。 ・長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。) または脊柱 ・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(中手骨・中足骨およびそれより指先側は含まれません。)。ただし、長管骨を含めギブス等 [*] の固定具を装着した場合に限ります。 ・肋骨・胸骨(鎖骨、肩甲骨は含まれません。)。ただし、体幹部にギブス等の固定具を装着した場合に限ります。
後遺障害	治療 [*] の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能的重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの [*] を除きます。
誤嚥(えん)	食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
酒気帯び運転	道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等 [*] を運転することをいいます。

手術	次のいすれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為 ^{(*)1} 。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。 ②先進医療 [*] に該当する診療行為 ^{(*)2} 。 ^{(*)1} ①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されるものを含みます。 ^{(*)2} ②の診療行為は、治療 [*] を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
乗用具	自動車等 [*] 、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者 [*] および3親等内の姻族をいいます。
先進医療	手術 [*] を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
その他の変乱	外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
治療	医師 [*] が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療 [*] を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。
溺水	水を吸引したことによる窒息をいいます。
入院	自宅等での治療 [*] が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師 [*] の管理下において治療に専念することをいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害または費用の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

●すべてのご契約に「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動的にセットされ、保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱^{*}、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

パナファミリー傷害保険について

〈団体総合生活補償保険(標準型)〉

■加入申込票の記入事項について

- 加入申込票に記入(入力)された内容が事実と相違する場合や該当項目にご記入がない場合には、保険契約を解除し(この場合既に払込みいただいた保険料も返還できません。)、保険金をお支払いできることがありますのでご注意ください。
- ご加入後に記載事項の変更が生じる場合は、事前にパナソニック保険サービス株式会社にご連絡ください。ご通知がないときは、保険金をお支払いできないことがあります。
- ご加入の内容につきましては、「わたしの保険手帳」「EPOCHシステム」の福祉申込画面、もしくは給与明細の福祉制度加入状況にてご確認ください。
- 加入申込票にはEPOCH加入申込手続き画面を含みます。

■中途加入・中途脱退の取扱い

原則、申込日(毎月10日締切り)の属する月の翌々月1日が中途加入日もしくは中途脱退日となります。

- 以下の場合は、中途脱退できます。

- ①退職をした場合。
- ②労使間の協定による休暇の場合(育児、介護休業等)。

(注)パナファミリー傷害保険は在職中の制度であり、退職した場合は脱退となります。

脱退日は原則、給与控除の最終月の翌月1日となります。

■期中のコース変更の取扱い

原則、申込日(毎月10日締切り)の属する月の翌々月1日が変更日となります。

- 以下の場合は、期中のコース変更ができます。

- ①一斉募集期間終了後の結婚・出産等により新たに配偶者・子ども・同居の親族を補償の対象とするための変更。
 - 個人コースから夫婦コースへの変更
 - 個人コースから家族コースへの変更
 - 夫婦コースから家族コースへの変更

- ②一斉募集期間終了後の配偶者の死亡・離婚等による家族、夫婦コースから個人コースへの変更。

(注)家族コースから夫婦コースへの変更はできませんのでご注意ください。

■退職後の取扱い

①所定のOB会にご加入の場合は、「OB団体傷害保険」にご加入いただけます。

②所定のOB会に未加入の場合は、「OB版パナファミリー傷害保険」にご加入いただけます。

■割引率について

団体割引率30%、損害率による割引率45%、大口契約割引率10%を乗算で適用しています。

前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

※ただし、「天災危険補償特約」、「日常生活賠償特約」については下記のとおり割引率が異なります。

※「日常生活賠償特約」については団体割引率30%、損害率による割引率45%を適用し、約61%割引です。

※「天災危険補償特約」については団体割引率30%を適用しています。

■保険金をお支払いする場合に該当したとき

- パナソニック保険サービス株式会社または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続について詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることができます。

〈保険金支払いの履行期〉

引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^{(*)1}をご提出いただきてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認^{(*)2}を終えて保険金をお支払いします。^{(*)3}

(*)1	保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。
(*)2	保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいいます。
(*)3	必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

〈保険金のご請求時にご提出いただく書類〉

被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、パナソニック保険サービス株式会社または引受保険会社までお問い合わせください。

【ご提出いただく書類】

以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

- ・引受保険会社所定の保険金請求書
- ・引受保険会社所定の同意書
- ・事故原因・損害状況に関する資料
- ・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、健康保険証(写) 等)
- ・引受保険会社所定の診断書
- ・診療状況申告書
- ・公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書
- ・死亡診断書
- ・他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類
- ・損害賠償の額および損害賠償請求権を確認する書類
- ・引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類

事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることができます。

〈代理請求人について〉

高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)が保険金を請求できることがあります。詳細はパナソニック保険サービス株式会社または引受保険会社までお問い合わせください。また、本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。

(注)①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)」

②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「上記①以外の配偶者^(*)」または「上記②以外の3親等内の親族」

(*)法律上の配偶者に限ります。

●傷害死亡保険金は、被保険者の法定相続人にお支払いします。

●傷害死亡保険金以外の保険金は、普通保険約款・特約に定めております。

■国内賠償責任事故の示談交渉サービスについて

- 法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約(日常生活賠償特約)の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできることなどがありますのでご注意ください。

〈示談交渉サービス〉

- 日本国内において発生した、日常生活賠償特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引きいたします。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

〈示談交渉を行うことができない主な場合〉

- 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約で定める保険金額を明らかに超える場合
- 相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
- 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
- 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

■保険契約者

この保険は、パナソニック株式会社を保険契約者とし、パナソニック株式会社の構成員等を被保険者(補償の対象者)とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解除する権利等は保険契約者が有します。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。

この保険は、パナソニック株式会社が保険契約者となる団体契約であり、保険契約者より加入をご案内しています。

■事故があった場合のご契約の継続について

- この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- 引受保険会社が普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。

■契約内容登録制度について

お客様のご加入内容が登録されることがあります。損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

■引受保険会社

この保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。それぞれの引受保険会社は、引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また三井住友海上は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社は三井住友海上火災保険株式会社(引受幹事保険会社)、東京海上日動火災保険株式会社、損害保険ジャパン日本興亜株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社となります。

(なお、引受保険会社は2020年1月1日現在のものであり、引受保険会社および引受割合は今後変更することがあります。)詳細は、パナソニック保険サービスにお問い合わせください。

■ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パナソニック保険サービス株式会社または引受保険会社までお問い合わせください。

①保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることを「本パンフレット」・「重要事項のご説明」でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご検討ください。

「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

- ・保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます。)
- ・保険金額(ご契約金額)
- ・保険期間(保険のご契約期間)
- ・保険料・保険料払込方法

②加入申込票への記載・記入(入力)の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。

内容をよくご確認いただき、加入申込票に正しくご記入(入力)いただきますようお願い申し上げます。

記載・記入(入力)の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。
皆さまがご確認ください。

●加入申込票の「性別」欄は正しくご記入(入力)いただいているか?

または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか?

●加入申込票の「職業・職務」欄(「職種級別」欄を含みます。)は正しくご記入(入力)いただいているか?

または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか?

●加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入(入力)いただいているか?

*ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。

上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

「複数の方を保険の対象にするタイプをお申込み」の場合のみご確認ください。

●被保険者(補償の対象となる方)の範囲はご希望通りとなっていますか?

③次のいずれかに該当する場合には「加入申込票」のご提出(入力)が必要ですのでご確認ください。

●この保険制度に新規加入される場合

●既にご加入の内容を変更してご継続される場合(被保険者の変更、加入セットの変更、職業・職務・職種級別など)

●既にご加入されているがご継続されない場合

契約概要のご説明

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、パナソニック保険サービス株式会社または引受保険会社までお問い合わせください。
- パナソニック保険サービス株式会社は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・契約の管理などの業務を行っています。したがって、パナソニック保険サービス株式会社と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1.商品の仕組みおよび引受条件等

(1)商品の仕組み

- ①この保険は、被保険者(補償の対象者)が事故によりケガをされた場合等に保険金をお支払いします。
被保険者の範囲によって加入コースをお選びいただくことができます。特約をセットすることで、日常生活における賠償責任事故を補償することも可能です。被保険者の範囲によって次の特約をセットします。

加入コース	被保険者の範囲(○:被保険者の対象 ー:被保険者の対象外)		
	本人 ^{(*)1}	配偶者	親族 ^{(*)2}
特約セットなし (個人コース・安心アップコース)	○	ー	ー
特約セット 家族コース (家族型への変更に関する特約)	○	○	○
夫婦コース (夫婦型への変更に関する特約)	○	○	ー

②日常生活賠償特約の被保険者の範囲は、次のとおりとなります。

- (a)本人^{(*)1}
- (b)本人^{(*)1}の配偶者
- (c)親族^{(*)2}
- (d)(a)から(c)までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方^{(*)3}。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。

(*1)加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。

(*2)次のいずれかの方をいいます。

- ・本人^{(*)1}またはその配偶者と同居の、本人^{(*)1}またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族
- ・本人^{(*)1}またはその配偶者と別居の、本人^{(*)1}またはその配偶者の未婚の子

(*3)監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。

(注)同居・別居の別および続柄は保険始期日時点または保険金支払事由発生の時(ただし、配偶者については保険金支払事由発生時点)におけるものをいいます。住民票上は同居となっていても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

(2)補償内容

保険金をお支払いする場合は本パンフレット(4・6ページ)のとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

①保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額

本パンフレット(4・6ページ)をご参照ください。

②保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

本パンフレット(5~6ページ)をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3)セットできる主な特約およびその概要

本パンフレット(4~6ページ)をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4)保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客様が実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄および本パンフレット(1ページ)にてご確認ください。

(5)引受条件

ご契約の引受範囲および引受範囲外の職業・職務につきましては、「注意喚起情報のご説明」の「2.(2)通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項)」
(ご契約の引受範囲)
(ご契約の引受範囲外)をご参照ください。また、お客様が実際にご加入いただく保険金額につきましては、本パンフレット(2ページ)の保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。

- ・保険金額は被保険者(補償の対象者)の方の年令・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受できない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。

2.保険料

保険料は保険金額・保険期間等によって決定されます。お客様が実際にお支払いいただく保険料につきましては、加入申込票の合計保険料欄および本パンフレット(2ページ)にてご確認ください。

3.保険料の払込方法について

本パンフレット(1ページ)をご参照ください。

4.満期返りい金・契約者配当金

この保険には満期返りい金・契約者配当金はありません。

5.解約返りい金の有無

この保険は、ご契約の脱退(解約)に際して解約返りい金は発生しません。始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することができます。

「注意喚起情報のご説明」の「7.解約と解約返りい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、パナソニック保険サービス株式会社または引受保険会社までお問い合わせください。
- パナソニック保険サービス株式会社は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・契約の管理などの業務を行っています。したがって、パナソニック保険サービス株式会社と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1.クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

この保険はパナソニック株式会社が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2.告知義務・通知義務等

(1)告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)

- 被保険者(補償の対象者)には告知義務があり、パナソニック保険サービス株式会社には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記入内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

①被保険者(*)の「職業・職務」

(*)家族コースまたは夫婦コースの場合、「被保険者ご本人」と読み替えます。

②他の保険契約等(*)に関する情報

(*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

(2)通知義務等(ご加入後ご連絡いただく事項)

- ご加入後、被保険者に次の事実が発生した場合は、遅滞なくパナソニック保険サービス株式会社または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】

①職業・職務を変更した場合

②新たに職業に就いた場合

③職業をやめた場合

また、上記①または②のいずれかにおいて、下記の〈ご契約の引受範囲外〉に該当した場合は、ご契約を解約いただくか、引受保険会社からご契約を解除します。

〈ご契約の引受範囲〉

下記以外の職業

〈ご契約の引受範囲外〉

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士

その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

- ご加入後、申込人の氏名などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちにパナソニック保険サービス株式会社または引受保険会社までご連絡ください。

(3)その他の注意事項

- 同種の危険を補償する他の保険契約等(*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求歴欄にその内容を必ず記入してください。
(*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

■保険金受取人について

保険金受取人	傷害死亡 保険金	・傷害死亡保険金は、被保険者の法定相続人にお支払いします。
	上記以外	・普通保険約款・特約に定めております。

- 被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約(*)の解約を求めるることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約(*)を解約しなければなりません。

- この保険契約(*)の被保険者となることについて、同意していなかった場合
- 保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があった場合
 - ・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を発生させ、または発生させようとしたこと。
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- 保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する場合
- 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約(*)の存続を困難とする重大な事由を発生させた場合
- 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約(*)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合
 - また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めるることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。
- (注)家族コースまたは夫婦コースにおいては、被保険者ご本人から解約請求があった場合、または被保険者ご本人による引受保険会社への解約請求があった場合には、保険契約者は次のa.またはb.いずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、その被保険者ご本人が傷害後遺障害保険金の支払いを受けていた場合にはb.によるものとします。
 - a.家族のうち新たに本人となる方の同意を得て、本人をその方に変更すること。
 - b.この保険契約(*)を解約すること。
- (*)保険契約…その被保険者に係る部分に限ります。

■複数のご契約があるお客さまへ

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されます。が、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

(注)複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外となったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

〈補償が重複する可能性のある主な特約〉

今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
団体総合生活補償保険(標準型) 日常生活賠償特約	自動車保険 日常生活賠償特約

3.補償の開始時期

始期日の午前0時に補償を開始します。保険料は、本パンフレット(1ページ)記載の方法により払込みください。本パンフレット(1ページ)記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4.保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

(1)保険金をお支払いしない主な場合

本パンフレット(5~6ページ)をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2)重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を発生させ、または発生させようとしたこと。
- ②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤上記のほか、①~④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

5.保険料の払込猶予期間等の取扱い

- (1)保険料は、本パンフレット(1ページ)記載の方法により払込みください。本パンフレット(1ページ)記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできることがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。
- (2)分割払の場合で、保険金をお支払いする場合が発生し、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効(または終了)したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。

6.失効について

ご加入後に、被保険者(家族コースまたは夫婦コースにおいては被保険者全員)が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

7.解約と解約返りい金

この保険は、一斉募集期間中、退職をした場合、労使間の協定による休暇に入る場合(育児、介護休暇等)を除き、原則として中途脱退(解約)はできません。ご加入を中途で脱退(解約)される場合は、パナソニック保険サービス株式会社または引受保険会社に速やかにお申出ください。また、この保険は、ご契約の解約に際して解約返りい金は発生しません。始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。

8.保険会社破綻時等の取扱い

〈経営破綻した場合等の保険契約者の保護について〉

●引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返りい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。

●損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。

保険金・解約返りい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

9.個人情報の取扱いについて

本パンフレット(12~13ページ)をご参照ください。

この保険商品に関するお問い合わせは

【取扱代理店】パナソニック保険サービス株式会社 グループ保険推進部

住 所 〒540-6202

大阪市中央区城見2丁目1番61号 ツイン21 OBPパナソニックタワー2階

TEL:06-6949-4573/7-619-2590 eメール:pisj_hoken@ml.jp.panasonic.com

営業時間:平日 9時~17時30分

(土日・祝日・年末年始・夏季休暇等、当社休業日は除く)

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客様デスク」 0120-632-277(無料)

電話受付時間:平 日 9時~20時

土日・祝日 9時~17時(年末年始は休業させていただきます。)

※2020年10月より平日の電話受付時間は9時~19時になります。

万一、事故が起こった場合は

遅滞なくパナソニック保険サービス株式会社または下記にご連絡ください。

〈国内から〉

●24時間365日事故受付サービス

「三井住友海上事故受付センター」 0120-258-189(無料)

事故はいち早く

〈海外から〉

●三井住友海上連絡先 TEL 81(国番号)-6-6233-1525(有料)

受付時間:平日 9時~17時(土日・祝日・年末・年始は休業させていただきます。)

(日本時間)

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行なうことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

[ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)] 0570-022-808

・受付時間[平日 9時15分~17時(土日・祝日および年末年始を除きます)]

・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。

・おかげ間違いにご注意ください。

・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<http://www.sonpo.or.jp/efforts/adr/>)

個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社およびパナソニック保険サービス株式会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【引受保険会社】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のためには利用することができます。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

詳細は、引受保険会社のホームページをご参考ください。

- 三井住友海上火災保険（株）：<https://www.ms-ins.com>
- 東京海上日動火災保険（株）：<https://www.tokiomarine-nichido.co.jp>
- 損害保険ジャパン日本興亜（株）：<https://www.sjnk.co.jp/>
- あいおいニッセイ同和損害保険（株）：<https://www.aioinissaydowa.co.jp>

【パナソニック保険サービス株式会社】…個人情報保護管理者 情報システム部 部長

当社は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、保険業に対する社会の信頼をより向上させるため、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）その他の関連法令・ガイドライン等を遵守して、個人情報を適正に取扱うとともに、安全管理について適切な措置を講じます。当社は、個人情報の取扱いが適正に行われるよう、従業員等への教育・指導を徹底し、適正な取扱いに取り組んでまいります。また、個人情報の取扱いに関する苦情・相談に迅速に対応し、当社の個人情報の取扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善いたします。

お客様におかれましては、下記にご同意のうえ、保険申込みや各種お問い合わせ、あるいはアンケート等にご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

1.個人情報の取得

当社は、業務上必要な範囲内で、適法、かつ、公正な手段により個人情報を取得します。なお、電話応対時において、お問い合わせ内容などの正確な把握や電話応対品質向上のために、通話を録音させていただく場合があります。

2.個人情報の利用目的

当社は、下記の損害保険会社、生命保険会社および少額短期保険業者から保険業務の委託を受けた代理店であり、取得した個人情報を当該業務の遂行に必要な範囲で利用します。

また、下記の各社の商品およびこれらに付帯・関連するサービスのご提供、保険代理店業務のサービス品質向上のために利用させていただくことがあります。以上の範囲で利用し、その他の目的に利用することはありません。上記の利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に対し、原則として書面等によりご通知し、又はホームページへの掲載などの方法により公表します。各社の個人情報の利用目的は、各社のホームページに記載しております。

記

＜損害保険会社＞

- ・三井住友海上火災保険株式会社
- ・東京海上日動火災保険株式会社
- ・損害保険ジャパン日本興亜株式会社
- ・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
- ・セコム損害保険株式会社
- ・共栄火災海上保険株式会社
- ・AIG損害保険株式会社
- ・ゼンソ自動車火災保険株式会社
- ・アクサ損害保険株式会社

＜生命保険会社＞

- ・三井住友海上あいおい生命保険株式会社
- ・東京海上日動あんしん生命保険株式会社
- ・SOMPOひまわり生命保険株式会社
- ・アフラック生命保険株式会社

＜少額短期保険業者＞

- ・SBI日本少額短期保険株式会社
- ・ジャパン少額短期保険株式会社
- ・株式会社justInCase
- ・東京海上ミレア少額短期保険株式会社
- ・東京海上ウエスト少額短期保険株式会社
- ・Mysurance株式会社

採用・募集活動応募者、従業員、退職者に関する個人情報については、以下の範囲で利用し、その他の目的に利用することはありません。以下の利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に対し、原則として書面等によりご通知し、又はホームページへの掲載などの方法により公表します。

- (1)採用・募集活動応募者への情報提供および連絡、その他採用・募集活動に関連する利用
- (2)従業員・退職者への情報提供および連絡など

3.個人データの安全管理措置

当社は、取扱う個人データの漏えい、滅失またはき損の防止、その他の個人データの安全管理のため、安全管理に関する取扱い規定等の整備および実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じるとともに、利用目的達成に必要とされる正確性・最新性を確保するために適切な措置を講じています。

4.個人データの第三者への提供

当社は、個人データを第三者に提供するにあたり、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に提供しません。

- (1)法令に基づく場合
- (2)人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3)公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4)国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

また、個人データを第三者に提供した場合、あるいは第三者から取得した場合、法令等で定める場合を除き、提供・取得経緯等の確認を行うとともに、提供先・提供者の氏名等、法令で定める事項を記録し、保管します。

5.個人情報の委託

当社は、利用目的を達成するための必要な範囲で業務委託することができます。この場合においても、個人情報保護の体制を整備した委託先を選定し適切な管理をいたします。

6.機微（センシティブ）情報の取扱い

当社は、要配慮個人情報（人種、信条、社会的身分、病歴、前科・前歴、犯罪被害情報などをいいます。）ならびに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療および性生活に関する情報（以下、「センシティブ情報」といいます。）を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用又は第三者提供を行いません。

- (1)法令等に基づく場合
- (2)人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合
- (3)公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合

- (4)国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
- (5)保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体若しくは労働組合への所属若しくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用又は第三者提供する場合
- (6)相続手続を伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用又は第三者提供する場合
- (7)保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用又は第三者提供する場合

7.当社に対するご照会、ご相談および苦情について

下記窓口にお問い合わせください。

ご照会者がご本人であることをご確認させていただいたうえで、対応させていただきますので、あらかじめご了承願います。また、当社の個人情報の取扱いに関するご相談や苦情につきましても、下記窓口までご連絡ください。

8.個人情報の開示、訂正等のご請求

当社の開示対象個人情報に関する開示、訂正等又は利用停止等に関するご請求につきましては、当社が適切に対応いたします。

保険会社等からの委託業務に関わる個人情報につきましては委託元に、団体等に帰属する個人情報につきましては帰属元にお取り次ぎいたします。また、当社の開示対象個人情報とは、採用応募に関する個人データ、安全運転講習会のアンケート等です。なお、開示等の請求等の申出先、様式、請求等の方法、手数料等については、以下のURLを参照してください。

(<https://panasonic.co.jp/pisj/info/info05.php>)

9.個人情報提供の任意性

当社への個人情報の提供はあくまで任意です。ただし、個人情報の提供をいただけない場合は、前記2.個人情報の利用目的に記載の業務が当社ではできなくなりますのでご注意ください。

【個人情報に関するお問い合わせ窓口】

パナソニック保険サービス株式会社 CS部
〒540-6202 大阪市中央区城見2丁目1番61号 ツイン21 OBPパナソニックタワー2階
TEL : 06-6949-4563 Eメール : pisj_cs@ml.jp.panasonic.com
営業時間 : 平日 9時～17時30分(土日・祝日・年末年始・夏季休暇等、当社休業日は除く)

2020.2.27